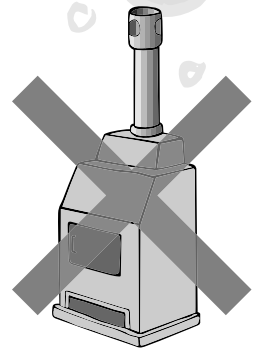


# 4月から家庭ごみは 野外焼却できません



近年人体や環境への危険性が確認され、研究されているダイオキシン。野外でのごみ焼却や簡易な焼却炉では完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。

その排出量はダイオキシン発生対策が施された市町村の焼却炉で焼却した場合と比べると、約千八百倍にもなります（県調査による）。

県では、これらの焼却方法を禁止する条例を制定し、四月から違反者には一年以下の懲役ま

たは三十万円以下の罰金と、厳しい罰則が適用されることとなります。

野外焼却はすべてが禁止されるのではなく▼伝染病家畜、松くい虫被害伐木の焼却など法令に基づく焼却▼火祭り、どんと焼きなど風俗習慣上の行事のための焼却▼みながら、わらの焼却など農林漁業でやむを得ない焼却▼キャンプファイヤーなど

教育行事のための焼却▼落ち葉、少量の剪定枝、草刈後の少量の草木の焼却など一過性の軽

微な焼却——の場合、例外として焼却が認められています。

しかし、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、革靴については、どのような理由であっても焼却することはできません。

きれいな環境を次の世代へ残していくため、ごみの適正な処理と、ごみ自体を減らすための減量化に真剣に取り組んでいきましょう。

▽問い合わせ 役場生活環境課  
（☎八二―三一一―内線二二一）へどうぞ。

## 架空請求に 気を付けて

使用した覚えのない有料情報料、出会い系サイトやアダルトサイトの利用料金を「督促状」や「最終和解勧告書」などの名称で請求するはがき、封書、電子メールが届いたという苦情が県内全域で発生しています。

架空請求の多くは実在しない債権回収団体を名乗り、過去に使用した有料情報料の未納料金の債権譲渡を受けたという内容と、連絡先として3つから5つの携帯電話番号が書いてあります。

また、支払期限の数日前に届くように送られてきて、考える時間を与えず支払わせようとしています。しかも、関わりたくないと思って一度でも支払ってしまうと、また新たな請求が送られてくる可能性があります。

こんなはがきにはご用心

対処法としては▶使用した覚えのない請求は支払わない▶勤務先や自宅の電話番号を教えない▶相手に不用意に電話をかけない▶送られて来たはがき、封書、電子メールなどは証拠として保管する▶最寄りの警察署に届け出る——などです。他人事と思わず、皆さんも被害に遭わないよう気を付けましょう。

▷相談先・問い合わせ 役場水産商工課（☎82-3111内線234）、宮古消費生活相談室（☎64-2211）、宮古警察署（☎64-0110）へどうぞ。



### 4月から資源化開始

## 事業系ごみの分別方法説明会を開催

町では、事業系ごみの分別方法、排出方法についての説明会を行います。これは、4月から事業系ごみの資源化が始まることにあわせて行われるものです。事業者の方はどうぞご参加ください。

▷期日 左表のとおり  
▷時間 午後2時～  
▷問い合わせ 役場生活環境課（☎82-3111内線221）へどうぞ。

### ♣説明会の日程

（2月）

期日	場 所	対象地区
23日	豊間根生活改善センター	豊間根全域
24日	ふるさとセンター	大沢全域
25日	町中央コミュニティセンター	山田全域
26日	船越公民館	船越全域
27日	織笠コミュニティセンター	織笠全域